

# 官報

號外 昭和二十一年八月二十日

## 第九十回 帝國議會 貴族院 議事速記録第二十一號

昭和二十一年八月十九日(月曜日)午前  
十時二十二分開議

議事日程 第二十一號

昭和二十一年八月十九日

午前十時開議

第一 石炭及コークス配給統制法  
の一部を改正する法律案(政府  
提出) 第一讀會

第二 生活保護法案(政府提出)

衆議院送付) 第一讀會

第三 志布志線北郷、日豊線宮崎  
ノ兩驛間ニ鐵道敷設ノ請願

第四 常磐線電車運轉區間ヲ水戸  
驛迄延長ノ請願

第五 中央線十二兼信號所ヲ貨客  
取扱驛ニ變更ノ請願

第六 未成線鐵道大間線速成ノ請  
願

第七 青森縣大間港修築ノ請願

○議長(公爵德川家正君) 去ル十六日  
伏見宮博恭王殿下薨去アラセラレマシ  
タ、仍テ同日議長ハ議院ヲ代表シ、天  
機並ニ皇后陛下、皇太后陛下ノ御機嫌ヲ  
奉伺致シマシタ、又同日伏見宮御邸ニ  
參殿シ御弔辭ヲ言上致シマシタ

○議長(公爵德川家正君) 去ル十六日  
名古屋三吉君貴族院令第一條第六號ニ  
依リ貴族院議員ニ任セラレマシタ、就  
キマシテハ其ノ部屬ヲ第五部ニ定メマ  
シタ

○議長(公爵德川家正君) 其ノ他議院  
ノ報告ハ御異議ガナケレバ朗讀ヲ省略  
致シマス

### 〔參照〕

去ル十六日議決ニ係ル議員男爵小畑大  
太郎君ニ對スル弔辭ハ即日之ヲ贈レリ  
同日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提  
出案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ  
衆議院ニ通知セリ

改定豫算ニ關スル法律案

同日政府ヨリ左ノ議案ヲ提出セリ

石炭及コークス配給統制法の一部を  
改正する法律案

同日委員長ヨリ左ノ報告ヲ提出セリ

請願委員會特別報告第二號

同日内閣總理大臣ヨリ左ノ通第九十回  
帝國議會政府委員仰付ケラレタル旨ノ  
通牒ヲ受領セリ

大藏省所管事務政府委員

大藏事務官 森永貞一郎君

商工省所管事務政府委員

商工事務官 玉置 敏三君

同 小出 榮一君

同 松尾 金藏君

一昨十七日衆議院ヨリ左ノ政府提出案  
ヲ受領セリ

生活保護法案

同日所得税法の一部を改正する等の法  
律案特別委員會ニ於テ當選シタル正副  
委員長ノ氏名左ノ如シ

委員長 男爵周布 兼道君

副委員長 子爵小路 護君

本日第三部ニ於テ豫算委員伯耆橋本實  
斐君ノ補選選舉ヲ行ヒシニ伯爵大木喜  
福君當選セリ

○議長(公爵德川家正君) 是ヨリ本日  
ノ會議ヲ開キマス、博恭王殿下薨去ア  
ラセラレ誠ニ哀悼ノ至リニ堪ヘマセ  
ヌ、就キマシテハ敬悼ノ誠意ヲ表スル  
爲弔辭ヲ奉呈致シタイト存ジマス、茲  
ニ弔辭ヲ朗讀シテ御弔辭ヲ致シマス

貴族院ハ大勳位博恭王殿下ノ薨去ヲ  
追悼シ奉リ恭シク弔辭ヲ奉呈ス

只今朗讀致シマシタ弔辭ニ御異議ゴザ  
イマセヌカ

○議長(公爵德川家正君) 御異議ナシ  
ト認メマス

○議長(公爵德川家正君) 日程第一、  
石炭及コークス配給統制法の一部を改  
正する法律案、政府提出、第一讀會、  
星島商工大臣

石炭及コークス配給統制法の一部  
を改正する法律案

勅旨を奉じて帝國議會に提出する。

昭和二十一年八月十六日

内閣總理大臣 吉田 茂

商工大臣 星島 二郎

石炭及コークス配給統制法の一部  
を改正する法律案

を次のやうに改正する。

第一條中、「輸入業者及移入業者」  
を「若ハ輸入」に、「輸入業者又ハ移  
入業者」を「又ハ輸入業者」に、「輸入  
又ハ移入」を「又ハ輸入」に改める。

第二條第一項中、「移入業者」を  
削る。

第五條中若ハ移入業者を削る。

第十二條第一項を次のやうに改  
め、同條第二項を削る。

社長、副社長及理事ハ株主總會ニ  
於テ之ヲ選任シ主務大臣ノ認可ヲ  
受ケルモノトシ其ノ任期ヲ四年トス

第十四條第一項中「輸入、移出及  
移入」を「及輸入」に改める。

第十五條 日本石炭株式會社ハ主務  
大臣ノ認可ヲ受ケ販賣ノ目的ヲ以  
テ日本石炭株式會社ヨリ石炭又ハ  
コークスヲ買入ルル者ヲ指定スル  
コトヲ得

日本石炭株式會社及前項ノ規定ニ  
依リ指定セラレタル者(以下指定  
販賣機關ト稱ス)以外ノ者ハ販賣  
ノ目的ヲ以テ石炭若ハコークスヲ  
買入レ又ハ之ヲ賣渡スコトヲ得ズ  
但シ命令ヲ以テ冠スル場合ハ此ノ  
限ニ在ラズ

石炭又ハコークスヲ使用スル者ハ  
日本石炭株式會社及指定販賣機關  
以外ノ者ヨリ石炭又ハコークスヲ  
買入ルコトヲ得ズ但シ命令ヲ以  
テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十五條ノ二第二項中「若ハ移入  
業者」を削り、同條を第十五條ノ五  
とする。

第十五條ノ二 日本石炭株式會社ハ  
命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ  
認可ヲ受ケ指定販賣機關ニ對シ石  
炭又ハコークスノ販賣ニ關シ必要  
ナル事項ヲ指示スルコトヲ得

主務大臣ハ石炭又ハコークスノ配  
給ノ圓滑又ハ價格ノ公正ヲ圖ル爲  
必要アリト認ムルトキハ指定販賣  
機關ニ對シ前項ノ指示ニ從フベキ  
コトヲ命ズルコトヲ得

第十五條ノ三 主務大臣ハ石炭又ハ  
コークスノ需給調整上特ニ必要ア  
リト認ムルトキハ石炭又ハコーク  
スヲ販賣スル者ニ對シ石炭又ハコ  
ークスノ販賣ニ關シ必要ナル事項ヲ  
命ズルコトヲ得

第十五條ノ四 主務大臣ハ石炭又ハ  
コークスノ需給調整上特ニ必要ア  
リト認ムルトキハ石炭又ハコーク  
スヲ使用スル者ニ對シ石炭又ハ  
コークスノ使用ニ關シ必要ナル事  
項ヲ命ズルコトヲ得

第二十三條ノ二を削る。

第二十六條 主務大臣ハ命令ヲ定ム  
ル所ニ依リ本法ニ依リ職權ノ一部  
ヲ地方長官其ノ他地方官衙ノ長ヲ  
シテ行ハジムルコトヲ得

第二十七條 主務大臣必要アリト認  
ムルトキハ日本石炭株式會社ヨリ  
其ノ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告  
ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ其ノ事  
業所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ

狀況ハ金庫、帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ  
職務監督セシムル場合ニ於テハ命  
令ノ定ムル所ニ依リ其ノ身分ヲ示  
ス證書ヲ携帯セシムベシ

第三十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル  
者ハ五年以下ノ懲役又ハ五萬圓以  
下ノ罰金ニ處ス但シ犯罪ニ係ル石  
炭又ハコークスノ價格ノ三倍ガ五  
萬圓ヲ超ユルトキハ罰金ハ當該價  
格ノ三倍以下トス

一 第一條又ハ第十五條第二項若  
ハ第三項ノ規定ニ違反シタル  
者  
二 第十五條ノ二第二項、第十五  
條ノ三又ハ第十五條ノ四ノ規  
定ニ依ル命令ニ違反シタル者  
前項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ  
因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得  
第三十二條 左ノ各號ノ一ニ該當ス  
ル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五千圓  
以下ノ罰金ニ處ス

一 第五條、第十五條ノ五第一項  
又ハ第二十七條第一項ノ規定  
ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虚偽  
ノ報告ヲ爲シタル者  
二 第五條、第十五條ノ五第二項  
又ハ第二十七條第一項ノ規定  
ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ  
忌避シタル者

第三十八條ノ二 本州、北海道、四  
國、九州及此等ノ附屬島嶼ト此等  
ノ地域以外ノ地域トノ間ニ於テ行

ハル石炭又ハコークスノ取引其  
ノ他ニ依ル移動ハ本法ノ適用ニ付  
テハ之ヲ輸出又ハ輸入トス  
附則  
この法律は、公布の日から、これ  
を施行する。  
この法律施行後一箇月以内に、第  
十二條第一項の改正規定により、株  
主總會において社長及び副社長を選  
任しなければならぬ。  
この法律施行の際、現に日本石炭  
株式會社の社長及び副社長の職にあ  
る者については、前項の規定により  
社長及び副社長が選任せられ、主務  
大臣の認可があるまでの期間は、従  
前の例による。

戰時中ノ特別規定ヲ削除シ、又役員ノ  
選任ニ關スル主務大臣ノ權限中、解任  
ノ理由タルベキ事項ヲ著シク限定致シ  
マシテ、又同社ニ對スル監理官ノ制度  
ヲ存留セテ廢止シテ居リマス、第二ハ國  
民總動員法ニ基キテ制定サレタ石炭配  
給調整規則及ビ「コークス」配給統制  
規則ヲ此ノ際廢止シ、法令ヲ簡略化ス  
ルト共ニ配給統制ニ關スル基本事項ヲ  
本法中ニ網羅セム爲メ改正デアリマ  
ス、之ニ依リ日本石炭株式會社ハ石炭  
及ビ「コークス」ノ下請販賣機關ヲ指  
定シ得ルコトナリマシタ、從ツテ日  
本石炭株式會社ハ本指定ニ依ル地方販  
賣機關以外ハ、原則トシテ石炭又ハ  
「コークス」ノ販賣ヲ爲シ得ナイコトハ  
現在通りデアリマス、尙右ニ附帶致シ  
マシテ、行政官廳ハ需給調整ノ必要ト  
石炭又ハ「コークス」ヲ販賣スル者、  
又其ノ使用者ニ對シ其ノ販賣又ハ使用  
ニ關シテ必要ナル命令ヲ爲シ得ルコトト  
致シテ居リマス、他ニ若干箇細ノ改  
正、及ビ法文上ノ整理ガアリマスガ、  
大要致上ノ趣旨ニ於テ本法ヲ改正シ、  
石炭及ビ「コークス」配給統制ノ使命  
達成ニ遺憾ナキヲ期セムトスル次第デ  
アリマス、尙幸御審議ノ上御協賛アラ  
ムコトヲ希望致シマス

○議長(公野徳川家正君) 御異議ナ  
ト認メマス  
○議長(公野徳川家正君) 日程第二、  
生活保護法案、政府提出、衆議院送付、  
第一讀會、河合厚生大臣

○議長(公野徳川家正君) 御異議ナ  
ト認メマス  
○議長(公野徳川家正君) 戸澤子爵ノ  
動議ニ御異議ゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○議長(公野徳川家正君) 御異議ナ  
ト認メマス  
○議長(公野徳川家正君) 戸澤子爵ノ  
動議ニ御異議ゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○議長(公野徳川家正君) 御異議ナ  
ト認メマス  
○議長(公野徳川家正君) 戸澤子爵ノ  
動議ニ御異議ゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○議長(公野徳川家正君) 御異議ナ  
ト認メマス  
○議長(公野徳川家正君) 戸澤子爵ノ  
動議ニ御異議ゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○議長(公野徳川家正君) 御異議ナ  
ト認メマス  
○議長(公野徳川家正君) 戸澤子爵ノ  
動議ニ御異議ゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○議長(公野徳川家正君) 御異議ナ  
ト認メマス  
○議長(公野徳川家正君) 戸澤子爵ノ  
動議ニ御異議ゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○議長(公野徳川家正君) 御異議ナ  
ト認メマス  
○議長(公野徳川家正君) 戸澤子爵ノ  
動議ニ御異議ゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○議長(公野徳川家正君) 御異議ナ  
ト認メマス  
○議長(公野徳川家正君) 戸澤子爵ノ  
動議ニ御異議ゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○議長(公野徳川家正君) 御異議ナ  
ト認メマス  
○議長(公野徳川家正君) 戸澤子爵ノ  
動議ニ御異議ゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○議長(公野徳川家正君) 御異議ナ  
ト認メマス  
○議長(公野徳川家正君) 戸澤子爵ノ  
動議ニ御異議ゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○議長(公野徳川家正君) 御異議ナ  
ト認メマス  
○議長(公野徳川家正君) 戸澤子爵ノ  
動議ニ御異議ゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

か、又は明かでないときは、現在  
地の市町村長が、これを行ふ。  
第五條 民生委員令による民生委員  
は、命令の定めるところにより、  
保護事務に關して市町村長を補助  
する。

第六條 この法律において保護施設  
とは、この法律による保護を目的  
とする施設又はこの法律による保  
護を受ける者の援護のために必要  
な施設をいふ。  
前項の施設とは、宿所の提供  
その他この法律による保護を全うす  
るため必要な事項で命令をもつて  
定めるものをいふ。

第七條 市町村が保護施設を設置し  
ようとするときは、その設備につ  
いて、地方長官の認可を受けなけ  
ればならぬ。  
市町村以外の者(都道府縣を除  
く。以下同じ)が保護施設を設置  
しようとするときは、地方長官の  
認可を受けなければならぬ。

第八條 前條第二項の規定により設  
置した保護施設は、市町村長が保  
護又は援護のため行ふ委託を拒む  
ことができない。  
第九條 この法律で定めるものの  
外、保護施設の設置、管理、廢止  
その他保護施設に關して必要な事  
項は、命令でこれを定める。

第十條 保護は、生活に必要な限度  
を超えることができない。  
第十一條 保護の種類は、左の通り  
である。  
一 生活扶助

二 醫療  
三 助産  
四 生業扶助  
五 葬祭扶助

前項各號の保護の程度及び方法は、勅令でこれを定める。

第十二條 市町村長は、必要と認めるときは、保護を受ける者を保護施設に收容し、若しくは收容を委託し、又は私人の家庭若しくは適當な施設に收容を委託することができる。

第十三條 市町村長は、保護を受ける者の親類若しくは後見人がその權利を履行しない場合は、その親類があつても、前條の規定による處分をなすことができる。

第十四條 保護施設の長は、命令の定めるところにより、その施設に收容された者に對して、適當な作業を行はせることができる。

第十五條 第十二條の規定により收容され、又は收容を委託された未成年者について、親類若しくは後見人の職務を行ふ者がないときは、市町村長又はその指定した者が、勅令の定めるところにより、後見人の職務を行ふ。

第十六條 市町村長は、保護を受ける者に對して、勤勞その他生計の維持に必要なことに關して指示をなすことができる。

第十七條 保護を受ける者が死亡した場合、葬祭を行ふ者に對して、葬祭費を給することができる。

第十八條 保護を受ける者が同一の市町村に一箇年以上引續いて居住する者であるときは、保護に要する費用は、その居住地の市町村の負擔とする。

第十九條 保護を受ける者が左の各號の一に該當する者であるときは、その居住期間が一箇年に満たない場合においても、保護に要する費用は、その居住地の市町村の負擔とする。

第二十條 夫婦の一方が居住一箇年以上であるとき、同居の他の一方、父母その他の直系尊屬が居住一箇年以上であるとき、同居の子その他の直系尊屬が居住一箇年以上であるとき、同居の父母その他の直系尊屬に對しては、勅令の定めるところによる。

第二十一條 保護に要する費用が第十八條第一項及び第十九條の規定により市町村の負擔とならない場合は、その費用は、保護を受ける者の居住地の都道府縣の負擔とする。

第二十二條 都道府縣は、勅令の定めるところにより、第二十八條第一項、第二十九條、第三十條及び第三十一條の規定により市町村が負擔した費用に對して、その十分の一を補助しななければならない。

第二十三條 都道府縣は、勅令の定めるところにより、第二十八條第一項、第二十九條、第三十條及び第三十一條の規定により市町村が負擔した費用に對して、その十分の一を補助しななければならない。

第二十四條 都道府縣は、勅令の定めるところにより、第二十八條第一項、第二十九條、第三十條及び第三十一條の規定により市町村が負擔した費用に對して、その十分の一を補助しななければならない。

第二十五條 都道府縣は、勅令の定めるところにより、第二十八條第一項、第二十九條、第三十條及び第三十一條の規定により市町村が負擔した費用に對して、その十分の一を補助しななければならない。

第二十六條 都道府縣は、勅令の定めるところにより、第二十八條第一項、第二十九條、第三十條及び第三十一條の規定により市町村が負擔した費用に對して、その十分の一を補助しななければならない。

第二十七條 都道府縣は、勅令の定めるところにより、第二十八條第一項、第二十九條、第三十條及び第三十一條の規定により市町村が負擔した費用に對して、その十分の一を補助しななければならない。

第二十八條 都道府縣は、勅令の定めるところにより、第二十八條第一項、第二十九條、第三十條及び第三十一條の規定により市町村が負擔した費用に對して、その十分の一を補助しななければならない。

第二十九條 都道府縣は、勅令の定めるところにより、第二十八條第一項、第二十九條、第三十條及び第三十一條の規定により市町村が負擔した費用に對して、その十分の一を補助しななければならない。

第三十條 都道府縣は、勅令の定めるところにより、第二十八條第一項、第二十九條、第三十條及び第三十一條の規定により市町村が負擔した費用に對して、その十分の一を補助しななければならない。

第三十一條 都道府縣は、勅令の定めるところにより、第二十八條第一項、第二十九條、第三十條及び第三十一條の規定により市町村が負擔した費用に對して、その十分の一を補助しななければならない。

第三十二條 都道府縣は、勅令の定めるところにより、第二十八條第一項、第二十九條、第三十條及び第三十一條の規定により市町村が負擔した費用に對して、その十分の一を補助しななければならない。

第三十三條 都道府縣は、勅令の定めるところにより、第二十八條第一項、第二十九條、第三十條及び第三十一條の規定により市町村が負擔した費用に對して、その十分の一を補助しななければならない。

第三十四條 都道府縣は、勅令の定めるところにより、第二十八條第一項、第二十九條、第三十條及び第三十一條の規定により市町村が負擔した費用に對して、その十分の一を補助しななければならない。

第三十五條 保護を受ける者が死亡したときは、市町村長は、命令の定めるところにより、遺留の金銭を保護に要した費用、第十七條第一項の葬祭費及び同條第二項の規定による葬祭に要した費用に充て、なほ足りないときは、遺留した物品を賣却して、これに充てることができる。

第三十六條 保護を受ける者が左の各號の一に該當するときは、市町村長は、保護をなさないことができる。

第三十七條 この法律又はこの法律に基いて發する命令により市町村長又は保護施設の長がなした處分又は指示に従はなるとき。

第三十八條 この法律により給與を受けた保護金品を標準として、租税その他の公課を課することができる。

第三十九條 この法律による保護金品は、既に給與を受けたものであるとなるときは、これを差し押へることができない。

第四十條 都道府縣、市町村その他の公共團體は、左の建物及び土地に對しては、有料で使用させるものを除いては、租税その他の公課を課することができない。

第四十一條 前條の規定により使ふ建物として保護施設のために使ふ土地に對しては、市町村長は、不正な手段により保護を受け、又は受けさせた者は、六箇月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處する。

第四十二條 この法律中町村に關する規定は、町村制を施行しない地において市町村に準ずるものに、町村長に關する規定は、町村長に準ずる者にこれを適用する。

第六章 雜則  
第三十六條 保護を受ける者が左の各號の一に該當するときは、市町村長は、保護をなさないことができる。

第三十七條 この法律又はこの法律に基いて發する命令により市町村長又は保護施設の長がなした處分又は指示に従はなるとき。

第三十八條 この法律により給與を受けた保護金品を標準として、租税その他の公課を課することができる。

第三十九條 この法律による保護金品は、既に給與を受けたものであるとなるときは、これを差し押へることができない。

第四十條 都道府縣、市町村その他の公共團體は、左の建物及び土地に對しては、有料で使用させるものを除いては、租税その他の公課を課することができない。

第四十一條 前條の規定により使ふ建物として保護施設のために使ふ土地に對しては、市町村長は、不正な手段により保護を受け、又は受けさせた者は、六箇月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處する。

第四十二條 この法律中町村に關する規定は、町村制を施行しない地において市町村に準ずるものに、町村長に關する規定は、町村長に準ずる者にこれを適用する。

附則

第四十三條 この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。  
第四十四條 救護法、軍事扶助法、母子保護法、醫療保護法及び臨時災害保護法は、これを廢止する。  
第四十五條 救護法第七條若しくは母子保護法第九條第二項の規定により設置した施設又は醫療保護法第六條の規定により經營する施設（都府縣の施設を除く。）で、この法律施行の際現に存するものは、この法律施行の日から二箇月間を限り、第七條の規定による認可を受けなくとも、同條の認可を受けた保護施設とみなす。  
前項の施設の設置者が同項の期間内に第七條の認可を申請した場合において、その申請に對する認可又は不認可の處分の日までも、また同項と同様である。  
第四十六條 北海道衛生人保護法の一部を次のやうに改正する。  
第四條乃至第六條 削除  
第八條中「第四條乃至前條」を「前三條」に改める。  
第四十七條 罹災救助基金法の一部を次のやうに改正する。  
第十五條ノ二中「救護法施行」を「生活保護法施行」に改める。

〔國務大臣河合良成村登壇〕  
○國務大臣河合良成君 只今議題トナリマシタ生活保護法案ニ付テ提案ノ理由ヲ説明シマス、我が國現下ノ情勢ヲ觀マスト、戰災者、海外引揚者、在外者ノ留守家族、戰災者ノ遺族、傷痍軍人等ノ中ニハ日常ノ生活ニ困難シテ居ル者モ少クナイノデアリマス、之ニ一般貧窮者ヲモ合セマスト、生活ノ保障ヲ必要トスル者ハ相當多數ニ上ルノデアリマス、且最近ノ物價騰貴ヤ食糧ノ影響ニ依リマシテ、遺棄ナガラ其ノ數ハ漸次増加シマシタ、其ノ困窮ノ程度モ次第ニ深刻化スル傾向ニアルノデアリマス、其ノ上軍需補償等ノ打切ニ依リマシテ失業者ノ數モ餘程増加

スル見込デアリマシテ、事態ハ一層容易ナラヌモノガアルト思フノデアリマス、此ノ情勢ニ鑑ミマシテ政府ト致シマシテハ、積極的ニ或ハ事業ノ活潑化、或ハ經濟ノ安定化ノ方途ヲ講ジマシテ、又或ハ失業對策ノ徹底ヲ圖ル等、是等生活困難者ヲ減少セザルヤ目下努力中デアリマスルガ、他面現生活ニ困難シテ居ル者ノ保護對策ニ付テモ急遽ニ是ガ實現ヲ期スルノ要ガアルノデアリマシテ、此ノ點ハ政府ノ最重要大ナル責任デアアルコトヲ深く自覺シテ居ル次第デアリマス、勿論今日ト雖モ救護法、母子保護法、醫療保護法等ヲ實施シテ居リマスル外、生活困難者ノ緊急生活保護事業ヲ實施シテ、當面ノ保護ニ當ツテ居ルノデアリマスルガ、是等法規ハ朝レモ消極的、限定的デアリ、且保護ノ内容ニモ程度ノ差別ガアルノデアリマシテ、現下ノ實情ニ適セザル點モ少クナイノデアリマス、仍テ茲ニ從來ノ諸法規ヲ廢止致シマスルト共ニ、新タニ生活保護法ヲ制定致シマシテ、現ニ生活保護ヲ要スル者ヲ廣ク網羅致シマシテ、事由ノ如何ヲ問ハズ、差別的又ハ優先的取扱ヲ排除致シマシテ、普通平等ノ立場ニ於テ保護ヲ實行セムトスルモノデアリマス、考ヘマスルニ、基本的人權ノ尊重ハ民主主義國家ニ於ケル最重要、最大ノ目標デアリマス、特ニ生活ノ保障ト云フコトハ其ノ焦點ト云フベキ所デアリマス、終戰後我が國ガ有ラユル政治經濟ノ難同滴中ニ立ツテ、アルニ拘ラズ、茲ニ國民ノ福利増進ノ爲、本法案ヲ議會ニ提出シ得ルニ至ツタコトハ、政府ノ深ク欣幸トスル所デアリマス、願クハ本法案ヲ契機ト致シマシテ、完全ナル社會保障制度ガ一日モ速カニ樹立セラル、機運ニ達セムコトヲ期待シテ已マザル次第デアリマス、右様ノ次第デアリマスルカ、何卒御審議ノ上ニ速カニ協賛スルヘラレムコトヲ希望致シテ御座リマス  
○子爵戸澤正己君 只今上程セラレマシタ生活保護法案ハ其ノ特別委員ノ數ヲ二十五名トシ、其ノ委員ノ指名ヲ議長ニ一任スルノ動議ヲ提出致シマス

○子爵秋田重季君 賛成  
○議長(公卿徳川家正君) 戸澤子爵ノ動議ニ御異議ナシト呼フ者アリ  
○議長(公卿徳川家正君) 御異議ナシト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス  
〔小野寺書記官朗讀〕  
生活保護法案特別委員  
公卿島津 忠承君 公卿三條 實春君 後藤藤田 長禮君 後藤前田 利男君 子爵北小路三郎君 子爵實吉 純郎君 子爵安藤 信昭君 子爵藤原 政春君 子爵京極 高鏡君 小山 松吉君 佐々木惣一君 男爵高木 喜寛君 男爵奥田 剛郎君 男爵高木 伊能君 男爵北大路信明君 男爵小原謙太郎君 原 泰一君 長谷川萬次郎君 野田六左衛門君 板谷 順助君 木内 四郎君 江口 文雄君 正田貞一郎君 岩淵 辰雄君 中山 壽彦君

○議長(公卿徳川家正君) 日程第三ヨリ第七迄ノ請願、會議  
意見書案  
志布志線北端、日豊線宮崎ノ兩驛間ニ鐵道敷設ノ件  
宮崎縣那珂郡那十六ヶ町村組合 管理者小村俊一呈出  
右ノ請願ハ志布志線北端驛ヨリ日豊線宮崎驛ニ至ル鐵道ヲ敷設スルハ沿線地方ニ於ケル利益ナル農、林、水産資源ノ開發上裨益スル所大ナルノミナラス將來觀光事業ノ發達上亦須要ナルニ依リ速ニ之ガ實現ヲ圖リ以テ地方文化ノ向上開發ニ資セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也  
昭和二十一年 月 日  
貴族院議長公卿徳川 家正  
内閣總理大臣吉田 茂殿

意見書案  
常磐線電車運轉區間ヲ水戸驛迄延長ノ件  
茨城縣土浦市内西町無業原處外九十二名  
右ノ請願ハ常磐線電車運轉區間ヲ松戸驛ヨリ水戸驛迄延長スルハ沿線地方ニ於ケル通勤通學者ノ交通難ヲ緩和スルノミナラス帝都復興員生産増強ノ上ニ寄與スルコト甚大ナルモノアルニ依リ速ニ之ガ實現ヲ圖ラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也  
昭和二十一年 月 日  
貴族院議長公卿徳川 家正  
内閣總理大臣吉田 茂殿

意見書案  
中央線十二兼信濃所ヲ貨客取扱驛ニ變更ノ件  
長野縣西筑摩郡信濃村長松瀬茂里外十九名呈出  
右ノ請願ハ長野縣西筑摩郡信濃村ハ南北ニ中央線鐵道ヲモト三留野驛ノ位置適當ナラザル爲メ交通並ニ物資ノ出入極メテ困難ナルニ依リ速ニ同村所在ノ十二兼信濃所ヲ貨客取扱驛ニ昇格シ以テ運輸ノ利便ヲ圖ルト共ニ地方農村ノ發達ニ資セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也  
昭和二十一年 月 日  
貴族院議長公卿徳川 家正  
内閣總理大臣吉田 茂殿

意見書案  
未成鐵道大間線速成ノ件  
青森縣下北郡大間町長佐々木吉三郎外三名呈出  
右ノ請願ハ大間鐵道ノ未成區間タル大畑驛、大間町間ヲ速成スルハ大間

港ト相俵テ函館港トノ連絡ヲ密ニスルノミナラス沿線地方ニ於ケル豐富ナル海産資源ノ開發並運輸交通、觀光上裨益スルコト甚大ナルニ依リ速ニ之ガ實現ヲ圖ラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也  
昭和二十一年 月 日  
貴族院議長公卿徳川 家正  
内閣總理大臣吉田 茂殿

意見書案  
青森縣大間港修築ノ件  
青森縣下北郡大間町長佐々木吉三郎外三名呈出  
右ノ請願ハ青森縣大間港ハ本州ト北海道ヲ結ブ最短距離ノ地點ニ存在シ交通、産業上極メテ重要ナルヲ以テ港内狹隘設備不完全ニシテ其ノ機能ヲ發揮シ得ザルハ洵ニ遺憾ナルニ依リ速ニ國營ヲ以テ修築ヲ施サレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也  
昭和二十一年 月 日  
貴族院議長公卿徳川 家正  
内閣總理大臣吉田 茂殿

○議長(公卿徳川家正君) 是等ノ請願ハ請願委員長ノ報告ニ採擇スルコトニ御異議ナシト呼フ者アリ  
○議長(公卿徳川家正君) 御異議ナシト認メマス、次會ノ議事日程ハ決定次第彙報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日は是ニテ散會致シマス  
午前十時三十四分散會

東京都麹町區大手町  
電話 丸の内三三三三 圖書課  
振替東京一九〇〇〇圖書課

定價 一部 七十錢

一九六